平成２１年（フ）第６８８号
埼玉県上尾市大字向山529番地２　アルファメゾン上尾Ｄ－３
債務者　関根　國子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池澤　幸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６９９号
さいたま市岩槻区西原台１丁目７番５　サンピア加倉202号、旧住所さいたま市岩槻区並木２丁目５番２―301号
債務者　岩見　拓宏
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３９７号
大分県別府市大字鶴見2642番地
債務者　相塚　博行
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生野　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３０号
愛知県春日井市柏原町３丁目40番地３
債務者　山口　義美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２８号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字高岩519番地３　ＨＯＲＵＳ・Ⅰ―201、旧住所埼玉県南埼玉郡白岡町大字高岩651番地１　駒形ハイツ105
債務者　遠藤　留美（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　將三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１４５２号
名古屋市西区江向町２丁目27番地　マンション江向403号
債務者　大石　由香
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５２８号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘５棟218号
債務者　工藤　　悟
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９０号
愛知県西尾市丁田町上ノ切11番地８
債務者　千田　一紀
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９４号
愛知県岡崎市岩津町字新城35番地　市営岩津住宅３―501
債務者　成瀬　洋子（旧姓坂部）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７４号
北海道登別市登別東町２丁目６番地34
債務者　石山　弘子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第８１号
北海道室蘭市八丁平２丁目46番18号
債務者　佐藤　育恵
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第８９号
北海道伊達市南黄金町105番地
債務者　鳴海　直美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第９７号
北海道登別市美園町６丁目20番地２
債務者　川村　明人
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
奈良県北葛城郡河合町久美ヶ丘１丁目11番地３
債務者　岩朝　剛人
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３５号
岩手県二戸市堀野字上東６番地　堀野上東住宅第４号
債務者　小山田安浩
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第３０３号
静岡市清水区興津中町1367番地の４
破産者　中央製紙株式会社
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６７５号
静岡県焼津市西小川５丁目２番地の１
破産者　カプセル株式会社
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部